

令和5年11月1日

報道関係者 各位

東京都後期高齢者医療広域連合
総務部総務課

職員の懲戒処分について（プレスリリース）

31日（火）、地方公務員法に基づき、以下のとおり職員の懲戒処分等を行いましたので公表します。

1 被処分者

所属	職層	年齢
保険部	主事（係長級）	40代

2 事案の概要

【出退勤時刻の虚偽報告及び超過勤務手当の不正受給】

令和5年1月から7月までの期間、被処分者は自身の出退勤時刻を不正に操作し、41時間あまりの勤務時間について、実態と異なる虚偽報告を行ったうえ、不正に振替休暇の取得及び超過勤務手当（約6万9千円）の受給をし、都民等からの広域連合への信用を著しく失墜させた。

当該事案は広域連合内での出勤簿の定期確認とその後の調査により判明した。

なお、広域連合では、当該職員に対し不正に受給した超過勤務手当について返還の手続きを進めている。

3 処分内容

停職（1月）

※この他に管理監督責任を問い、副参事（課長級）に対し訓告を行った。

4 処分年月日

令和5年10月31日

5 事案発覚後の当広域連合の対応

職員の服務規律の確保と指導監督の徹底を行うなど、再発防止に取り組む。

6 広域連合長（新宿区長）コメント

今般の不祥事を起こした職員に対し、令和5年10月31日付けで上記のとおり懲戒処分を行いました。当該職員の行為は、都民の皆様の信頼を大きく損ねるものであり、心よりお詫び申し上げます。

今後、二度とこのような事案が起こらないよう、改めて職員の服務規律の遵守を徹底させ、再発防止に全力で取り組んでまいります。

7 問い合わせ先

東京都後期高齢者医療広域連合

総務部総務課 課長 岩崎 裕之 TEL：03-3222-4472 FAX：03-3222-4477